

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（八王子市）

- 1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合
※ 日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により市が介護保険事業計画において定める区域をいう。
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である居宅介護支援事業所
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合
- 4 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合
 - ①対象事業所は、居宅介護支援事業所及び居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えたサービス事業者の事業所で、ケアプランに位置付けられた事業所とする。
 - ②東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。
 - ③評価結果が次の条件を満たす場合に限る。
 - (1) 「標準の評価」を選択した事業者は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。
 - (2) 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。
- 5 判定期間中に休止・廃止をした場合
※ 休止について、当該判定期間中に暦月で1月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、サービス事業所が休業、または営業を自粛したことにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合

【別表】

評価項目 対象事業所	① サービス提供のプロセス項目	② 利用者保護項目
	評価(注3)	評価(注3)
訪問介護	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」
通所介護 (注1・2)	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」
地域密着型通所介護 (注1・2)	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」
福祉用具貸与	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」	全ての評価項目で「標準項目 をすべて満たしている状態」

(注1) 食事の提供を行っていない事業者については、その項目を除く。

(注2) 入浴介助体制がない事業者については、その項目を除く。

(注3) 公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「[東京都福祉サービス第三者評価](#)」
の Web サイトから、各サービス事業所の評価結果を確認すること。